



令和5年11月22日

大田区長  
鈴木晶雅様

大田区特別職報酬等審議会  
会長 三木伸良

大田区特別職報酬等の額について（答申）

令和5年11月6日付け5総総発第11452号により本審議会に意見を求められた件について、別紙のとおり答申いたします。

# 大田区特別職報酬等審議会

会	長	三	木	伸	良	
委	員	北	見	公	秀	
委	員	小	山	恭	史	
委	員	齊	藤	政	二	
委	員	常	安	雅	彦	
委	員	利	根	川	文	子
委	員	中	島	寿	美	
委	員	広	瀬	安	宏	
委	員	深	尾	定	男	
委	員	森	谷	憲	光	

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、令和5年11月6日、大田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、区長から、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料、期末手当の額（以下「特別職報酬等」という。）について諮問を受けた。

本審議会は、各委員が区民の代表としての自覚と責任において、その信頼に応えるべく、公平かつ不偏の立場に立ち、慎重に審議を重ねた。

審議にあたっては、本年の特別区人事委員会勧告、これまでの経過、区政を取り巻く社会経済情勢の動向、他区との均衡などを考慮し、広範な視点から検討を行った結果、次の結論を得た。

## 2 特別職報酬等の額の現状とこれまでの経過について

本区の特別職報酬等は、過去において、一般職員の給料についての特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区職員の給与水準に添って改定してきた経過がある。現在の額は、令和4年11月17日の答申に基づき改定されたものである。

本審議会では、適正な特別職報酬等の額を検討するために、他区との比較、各役職間の均衡も重要な要素であるとして審議を行ってきたところである。

## 3 本年の特別職報酬等の改定の考え方

(1) 本年の特別区人事委員会勧告の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ① 月例給については、職員給与が民間従業員の給与を3,722円(0.98%)下回っている状況であり、この較差を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げを行うための給料表の改定を行うこと。

② 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、民間の特別給の支給割合の公民較差（0.09月）を解消するため、年間支給月数について0.1月分引き上げの改定を行うこと。

(2) 内閣府による10月の月例経済報告では、日本経済の基調判断について、「景気は、緩やかに回復している。」とする一方で、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としており、引き続き警戒感を示している。

(3) 区財政の状況としては、平成においての二度の経済不況の経験から、基金の適切な積立てや特別区債の発行抑制と着実な償還を進めており、現在において財政の健全性は維持している。しかしながら、今後の区財政の見通しは、歳入においては、一般財源の大幅な増収は見込まれない一方、歳出においては、社会保障関係経費や公共施設等の更新需要など避けることができない財政需要の増加が見込まれ、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が継続することが想定される。こうした状況においても、区は、区民生活に安心をもたらす各種施策、大田区の未来に向けたまちづくりなど、暮らしやすく希望あふれる大田区の実現に向けて、安定的、継続的かつスピード感をもって行政サービスを提供していくことが極めて重要である。

(4) こうした中、区長及びこれを支える副区長、教育長は、区民の負託に応えるべく、広範な見識に基づく適時的確な判断を積み重ねていくことが求められている。社会情勢の変化に迅速に対応し、一時たりとも立ち止まることが許されることのない職責は、極めて重大かつ困難なものであり、厳粛なもの

といわざるをえない。

また、区議会議員においては、区民福祉の増進を具現化するため、複雑かつ多様化する区民ニーズを的確に把握し、各種政策形成に反映させると共に執行機関をチェックしなければならない。さらに、本年5月に施行された地方自治法の改正により、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと職務等が明確化され、区議会議員が、区民の代表者として担う責任と役割は、ますます重要なものとなっている。

- (5) 特別職報酬等の額は、それぞれの役職の職務と職責に相応した額とすることが必要である。これに加えて、一般職員の給与改定状況及び他区の特別職報酬等の状況並びに社会経済情勢等を総合的に勘案のうえ、区民の理解と納得が得られる適正な額とするべきである。

審議の中では、区長、副区長、教育長及び区議会議員の働きに対する評価や区財政状況について意見交換を行った。本審議会は、従前より特別区人事委員会勧告を尊重する立場で審議を行ってきており、長期化した感染症の影響からの変化や物価高騰等を考慮すると、公民較差のバランスの考え方は、区民の理解と納得を得る観点から重要なものであることを改めて確認した。

#### 4 区長等の給料月額及び区議会議員の報酬月額の改定について

前項で述べた考え方により、本審議会は、特別職報酬等の額について、一般職員に対する給与改定内容を踏まえ、次のとおりと考える。

##### (1) 区長等の給料月額

区 長	1, 1 5 8, 2 0 0	円 (現行 1, 154, 800 円 +3, 400 円)
副 区 長	9 2 9, 5 0 0	円 (現行 926, 800 円 +2, 700 円)
教 育 長	8 3 1, 6 0 0	円 (現行 829, 200 円 +2, 400 円)

(2) 区議会議員の報酬月額

議 長	9 3 1, 5 0 0 円	(現行 928,800 円 +2,700 円)
副 議 長	7 8 5, 8 0 0 円	(現行 783,500 円 +2,300 円)
委 員 長	6 5 9, 9 0 0 円	(現行 658,000 円 +1,900 円)
副委員長	6 3 3, 0 0 0 円	(現行 631,200 円 +1,800 円)
議 員	6 1 4, 1 0 0 円	(現行 612,300 円 +1,800 円)

5 期末手当の改定について

期末手当については、一般職員の改定月数の改定率を準用し、次のとおり引き上げることが適当であると考えます。

(1) 区長・副区長・教育長の期末手当の支給月数

3. 8 3 月 (現行 3. 7 5 月 + 0. 0 8 月)

(2) 議長・副議長・委員長・副委員長・議員の期末手当の支給月数

4. 0 5 月 (現行 3. 9 7 月 + 0. 0 8 月)

6 改定の実施時期について

特別職報酬等の改定の実施時期については、従来からの改定実施の経過等を考慮した結果、本答申後、速やかに実施することが適当である。

7 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、特別職報酬等の適正な額について、以上のとおり答申する。

大田区は、引き続き健全財政を維持しているが、物価上昇などによる経済情勢の変化により、依然として厳しい財源確保が迫られ、区財政への影響に十分に留意する必要がある。特別職の各位におかれては、厳しい行財政運営に直面する中

にあっても、新たに生じる区民ニーズに対しても的確かつ迅速に応え、区の目指す将来像の実現に向け着実に取り組まれない。

区長、副区長、教育長及び区議会議員は、それぞれの職責を十分に自覚し、区民の期待に応えることができるよう、引き続き努力されたい。

地域に暮らす区民一人ひとりの日々の生活と明るい未来をしっかりと支える効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を引き続き展開され、区民福祉の一層の向上のため精励されることを、この機に改めて強く要望するものである。